

# 吉田町教育大綱

## (素案)

令和2年 月

静岡県吉田町

# 目 次

○ はじめに	1
○ 第1章 総 論	2
○ 吉田町教育大綱 体系図 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">位置検討</span>	4
○ 第2章 教育目標	5
○ 第3章 基本方針	6
○ 第4章 施策の方向性	8

はじめに

作成中

令和2年 月

吉田町長 田村典彦

# 第1章 総論

## ○ 大綱の趣旨

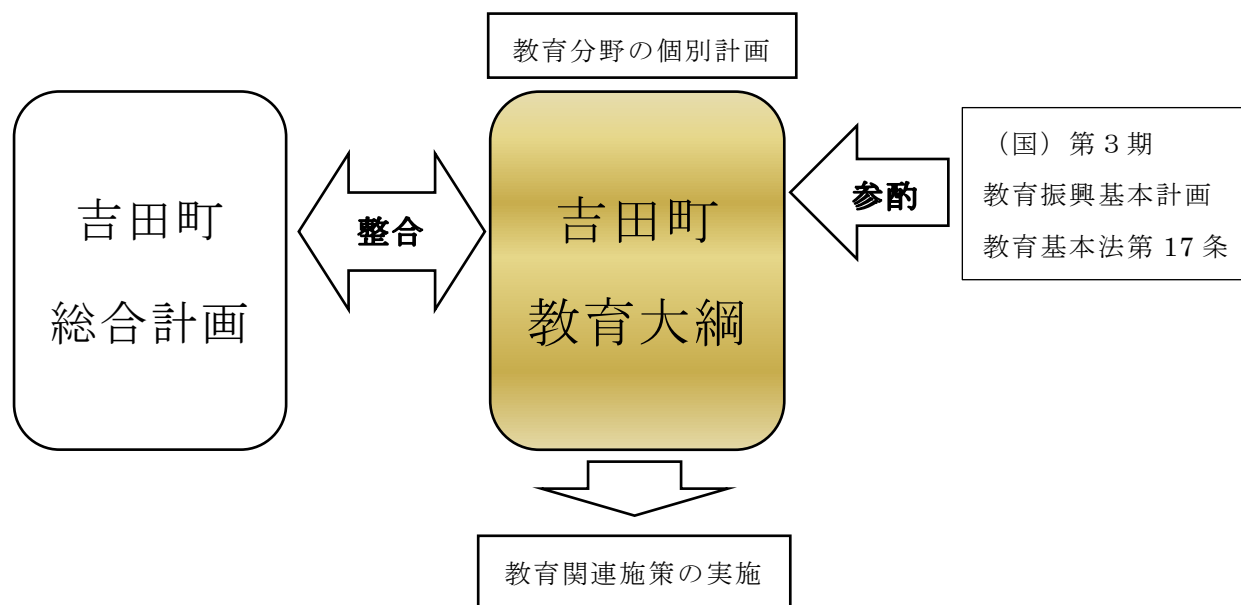
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）が一部改正され、平成27年4月1日から施行されました。

これを受け、町長は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定される基本的な方針（国の第3期教育振興基本計画）を参酌した上で、地域の実情に応じて教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることになりました。

吉田町教育大綱は、学校・地域等で教育に従事している方や精通している方をメンバーとする吉田町教育推進委員会の意見を取り入れ、町長が総合教育会議を経て策定したものです。

## ○ 大綱の性格

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づいて、吉田町の教育における基本的方向性を明らかにし、かつ、本町の最上位計画である吉田町総合計画の分野別計画と位置づけられるもので、今後の町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の指針となります。



## ○ 大綱の期間

この大綱の期間は、第5次吉田町総合計画の後期基本計画に合わせて、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえ、見直しが必要な場合には、吉田町総合教育会議において協議し、適時変更していくことにします。

## ○ 大綱の構成

この大綱は、「教育目標」、「基本方針」、「施策の方向性」で構成されています。

「**教育目標**」は、吉田町の目指す教育を明らかにし、「**基本方針**」は、教育政策の方針を掲げ、「**施策の方向性**」は、重点的に取り組む施策を掲げています。

## 第2章 教育目標

# 生涯にわたり 学びあい高めあう人づくり

私たちは、町民憲章に掲げる「美しい駿河湾にのぞむ、豊かな自然に恵まれた、吉田町の町民であることに誇りを持ち、明るく、活力ある町づくり」の実現をめざしています。この実現に向かって、私たちは「生涯にわたり学びあい高めあう人づくり」を進めます。

この町のすべての人々が生涯にわたり学びあい高めあう教育は、かつて先人たちが大井川の洪水との闘いの中で多くを学び、新たな開拓を進めてきたことに例えられるように、あらゆる場面での活力の「源」となり、やがて人生を切り拓くための「礎」となるものです。そして、そこでは郷土を愛する心とともに、学び（教育）のふるさとに感謝する心を持ち、これからの時代を生き抜く自信と誇りに満ちた人格が形成されていきます。

吉田町は、この教育目標を達成するため、基本方針に沿って教育諸施策を推進し、もって、第5次吉田町総合計画の施策の大綱に掲げた「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」の実現をめざします。

## 第3章 基本方針

教育目標の達成に向けて、次の方針を掲げ、取り組んでいきます。

子どもたちが自ら人生を豊かにしていくことができるよう、生きる力の育成を推進します。

豊かな人生を送るためには、一人ひとりが、人間としての感性を働かせながら夢や希望を抱き、それらをどのように実現していくのかを考え行動し続けることが大切です。吉田町の子どもたちが時代の変化に主体的に向き合い、社会や他者との関わりの中で、自らの可能性を広げ、力を発揮し、人生をより豊かなものにすることができるよう、生きる力の育成を推進します。

生きがいのある充実した生活を送ることができるよう、生涯を通じて学び続けるとともに、身に付けた知識や技能を地域や社会で生かせる活動を推進します。

人生100年時代を豊かに生きるためには、生涯にわたる学習の機会と学んだことを生かせる活動の場が必要です。町民誰もが、生きがいのある充実した生活を送ることができるよう、いつでも学べ、活躍できる環境を整え、多様なニーズに応じた活動を推進します。

心身共に健全で豊かな生活を送ることができるよう、年代や関心、適性等に応じてスポーツに親しむことができる活動を推進します。

いつまでも生き生きとした生活を送るためには、日常的にスポーツに親しむことが大切です。町民誰もが心身共に健全で豊かな生活を送ることができるよう、スポーツを楽しむとともに、支え、育てる活動を推進します。

心豊かな生活を送ることができるよう、誰もが自由に文化・芸術にふれ、親しむことができる活動を推進します。

いつまでも潤いのある心豊かな生活を送るためには、ふるさと吉田を愛する心を育むとともに、感性や創造性を磨くことが大切です。町民一人ひとりが、地域に根付いた伝統・文化や様々な芸術活動に親しむことができるよう、それらを継承・発展させる活動を推進します。

学びやすく、活動しやすい空間を創出するため、教育施設の整備を推進します。

上記の基本方針を効果的に推し進めるためには、安全・安心で町民のニーズに対応した教育環境が必要です。生き生きと学習や活動に取り組むため、児童生徒の学習・生活の場として、また、様々な生涯学習及び文化・スポーツ活動の場として、時代に対応した、学びやすく活動しやすい教育施設の整備を推進します。



## 第4章 施策の方向性

基本方針に沿って、重点施策を掲げ、施策の着実な推進を図ります。

子どもたちが自ら人生を豊かにしていくことができるよう、生きる力の育成を推進します。

- **重点施策** 切れ目のない効果的な保育所、幼稚園、小学校及び中学校の「つながりのある教育」※1を推進します。
  
- **重点施策** 「主体的・対話的で深い学び」※2の実現に向けた取組を推進します。
  
- **重点施策** 一人ひとりの能力、個性や発達段階に応じたきめ細やかな教育を推進します。

---

※1 「つながりのある教育」とは、小1プロブレム・中1プロブレムの克服をめざした「吉田町幼児教育カリキュラム」及び「吉田探究（総合的な学習の時間）」を核とする、幼児期から学齢児期までを貫いた切れ目のない教育活動

※2 「主体的・対話的で深い学び」とは、「知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう人間性等」を定着させるための授業改善の視点

生きがいのある充実した生活を送ることができるよう、生涯を通じて学び続けるとともに、身に付けた知識や技能を地域や社会で生かせる活動を推進します。

- 重点施策 誰もがいくつになっても、気軽に互いに楽しく学ぶことができる環境づくりを推進します。
- 重点施策 「地域の子どもは、地域で育てる」ことを目指し、学校・地域・家庭が協働、連携して、まちぐるみで子どもたちを育む体制を推進します。
- 重点施策 性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、誰もが個性と能力を十分発揮できる活動を推進します。

心身共に健全で豊かな生活を送ることができるよう、年代や関心、適性等に応じてスポーツに親しむことができる活動を推進します。

- 重点施策 いつでも、どこでも誰もが、年齢、体力及び目的に応じてスポーツを楽しめる環境づくりを推進します。
- 重点施策 スポーツ活動に携わる人や団体の育成及び連携を推進します。

心豊かな生活を送ることができるよう、誰もが自由に文化・芸術にふれ、親しむことができる活動を推進します。

- 重点施策 郷土愛を育むため、地域に根付いた伝統行事や文化資源を保存し、活用するとともに、次世代に継承し、発展させる活動を推進します。
- 重点施策 豊かな感性や創造力を育むため、文化・芸術に親しむ場の提供を推進します。
- 重点施策 文化活動に携わる人や団体の育成及び連携を推進します。

学びやすく、活動しやすい空間を創出するため、教育施設の整備を推進します。

- 重点施策 安全・安心で快適な環境の中で学習や活動ができるよう、学校施設及び社会教育施設の計画的な整備及び適正な維持管理を推進します。
- 重点施策 学びの質を高めるため、学校施設における I C T 環境の整備を推進します。

## 吉田町民憲章

わたくしたちは、美しい駿河湾にのぞむ、豊かな自然に恵まれた、吉田町の町民であることに誇りを持ち、明るく、活力ある町づくりをめざして、この憲章を定めます。

- 1 水と緑に恵まれた自然を愛し、住みよい町をつくります。
- 1 心と体をきたえ、健康で安心して暮らせる町をつくります。
- 1 働くことによるこびをもち、活気あふれる町をつくります。
- 1 互いに学びあい、教養を深め、高い文化の町をつくります。
- 1 思いやりをもち、あたたかい心のかよう町をつくります。

平成元年 8 月 14 日制定